

新潟市地域公共交通会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月 1日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第12号

新潟市地域公共交通会議規則の一部を改正する規則

新潟市地域公共交通会議規則（平成24年新潟市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「10人以内」を「15人以内」に改める。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（運賃等協議会）

第8条 交通会議は、道路運送法第9条第4項に基づく協議を行うために必要な場合に、交通会議の分科会として運賃等協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

2 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

（1） 第2条第2項第1号、第3号及び第4号に掲げる者

（2） 道路運送法第9条第4項第2号に該当する者として、会長が指定する者

3 前項第2号に該当する者を新たに委員として任命し、又は委嘱した場合、当該協議が終了したときは、解職されるものとする。

4 前2項に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。